

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

○子育て世代包括支援センターの全国展開

子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを全国展開。

⇒平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。

○母子保健事業との連携強化

母子保健事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることを、法律で明確化。

○支援を要する妊婦の情報の確実な把握

支援を要する妊婦を把握した病院等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

○助産所等の施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方について、引き続き検討。

孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

○子育て家庭へのアウトリーチ支援

乳児家庭全戸訪問事業（生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問）を全市町村で実施。養育支援訪問事業（支援が特に必要な親子への相談・助言）についても、全市町村での実施を目指す。訪問型家庭教育支援を推進。

⇒平成31年度までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。

⇒平成31年度までに、全ての市町村において、養育支援訪問事業を実施することを目指す。

⇒平成31年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283チーム）を増加させる。

○助産施設等の更なる周知

低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)について更に周知。

児童相談所の体制整備

○児童相談所の体制強化

「児童相談所体制強化プラン」（仮称）を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利擁護等の観点からの弁護士等の活用等を計画的に実施。

市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

○要保護児童対策地域協議会の設置

市町村において、要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。

○要保護児童対策調整機関の専門性の向上

要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等の配置を拡大。

⇒可能な限り早期に、全ての要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等を配置する。

【その他】 ○要保護児童対策地域協議会の効率的な運営の促進

関係機関における早期発見と適切な初期対応

○スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実、これらの外部の専門家や教職員に対する研修の充実

⇒平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置する。

⇒平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置する。

児童相談所等における迅速・的確な対応

○関係機関等による調査協力

児童相談所や市町村から資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できるものとする。

○臨検・捜索手続の簡素化

再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、都道府県が臨検・捜索することを可能とする。
○都道府県や児童相談所による措置への司法関与の在り方の見直しについて、早急に検討

適切な環境における児童への対応

○里親等への一時保護委託を推進。一時保護所について、環境改善、量的拡大、第三者評価を実施
○児童相談所・警察・検察が連携を強化し、個別事例に応じて、被害児童の心理的負担に配慮した面接等を実施

【その他】

○医療従事者に対する研修の充実、医療機関の要保護児童
対策地域協議会への参加促進

○地域のデータベースや統計調査の整備
○情緒障害児短期治療施設の整備推進、通所指導活用

親子関係再構築の支援

○施設退所時の助言等

施設入所等措施の解除時等に、第三者による助言や、関係機関による継続的な安全確認等を実施。

里親委託の推進

○都道府県・民間による里親支援の強化

里親支援を都道府県業務に位置付け、民間委託を推進し、里親委託優先の原則を徹底。

⇒平成31年度までに、里親等委託率を22%とする。

○里親家庭に対する訪問事業等の実施

養育支援訪問事業等について、里親家庭も対象であることを明確化。

養子縁組の推進

○児童相談所による養子縁組の推進

養子縁組の相談・支援を児童相談所業務に位置付け、申し立て前から成立後まで一貫して支援。

○育児休業の対象拡大

育児・介護休業法上の育児休業の対象に、養子縁組里親に委託された者等を追加。

【その他】○養子縁組里親の法定化

施設入所児童等への自立支援

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

児童家庭支援センターの設置数を拡大。

⇒平成31年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を340カ所とする。

○自立援助ホームの支援対象者の拡大

自立援助ホームの支援対象者について、22歳の年度末までの間にある大学等就学者まで拡大することを旨す。

⇒平成31年度までに、自立援助ホームの箇所数を190カ所とする。

○自立支援資金貸付事業の創設

児童養護施設退所者等に生活費（月額5万円）、家賃相当額、資格取得費用（上限25万円）を貸付。

○18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方について、引き続き検討

【その他】○施設入所等児童に対する自立支援のための職員の配置等

○退所児童等アフターケア事業の実施地域拡大